



三重県公報

平成29年8月1日(火)

第 2925 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
62	建築士法施行細則の一部を改正する規則	(建 築 開 発 課)	2
企 業 庁 管 理 規 程			
12	三重県企業庁水道技術管理者の事務に関する規程の一部を改正する管理規程	(企 業 庁)	2
告 示			
537	クリーニング業法の規定によるクリーニング師の研修及びクリーニング業務従事者に対する講習の指定	(食 品 安 全 課)	2
538	救急病院に該当しなくなった旨	(地 域 医 療 推 進 課)	3
539	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農 産 物 安 全 ・ 流 通 課)	3
540	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(同)	4
541	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	5
542	漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定の一部を改正する告示	(漁 業 環 境 課)	5
543	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	6
544	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関	(建 築 開 発 課)	6
545	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の住所の変更	(同)	7
公 告			
	基本測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	7
	公共測量を実施する旨の通知	(同)	7
	同件	(同)	8
	同件	(同)	8
正 誤			
	平成27年1月23日付け三重県公報第2667号	(道 路 管 理 課)	8

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年八月一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第六十二号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士施行細則（昭和二十六年三重県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

「 第一号様式中

性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
----	----------------------------	----------------------------

 を

性別	
----	--

 に改める。 」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の建築士法施行細則（以下「旧細則」という。）の規定により提出されている申請書は、改正後の建築士法施行細則の規定により提出された申請書とみなす。

3 旧細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

企業庁管理規程

三重県企業庁水道技術管理者の事務に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

平成二十九年八月一日

三重県企業庁長 山 神 秀 次

三重県企業庁管理規程第十二号

三重県企業庁水道技術管理者の事務に関する規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁水道技術管理者の事務に関する規程（平成二十年三重県企業庁管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

第二条第一項第二号に規定する事務（法第十三条関係）	技術管理者
---------------------------	-------

 を
「

第二条第一項第二号に規定する事務（法第十三条関係）	技術管理者又は補助者（水質管理情報センターを除く。）
---------------------------	----------------------------

 に改める。 」

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

告 示

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第 8 条の 3 の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定しました。

平成 29 年 8 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 研修等の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋 6 丁目 8 番 2 号
- 2 平成 29 年度クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の実施日等

(1) クリーニング師の研修

開催日	会場名	所在地	予定人員
平成 29 年 9 月 10 日	尾鷲市立中央公民館	尾鷲市中村町 10-41	20 人
平成 29 年 10 月 1 日	三重県伊勢庁舎	伊勢市勢田町 628-2	50 人
平成 29 年 11 月 26 日	公益財団法人三重県建設技術センター鳥居支所 2 階 研修室	津市鳥居町 251-5	50 人

(2) 業務従事者に対する講習（通信教育）

ア 受付期間

平成 29 年 11 月 1 日から同月 30 日まで

イ 講習の科目及びレポート課題

- (ア) 衛生法規及び公衆衛生
- (イ) 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- (ウ) 洗濯物の処理
- (エ) 繊維及び繊維製品

ウ レポート提出締切年月日

平成 30 年 1 月 15 日

3 受講料

- (1) 5,000 円 クリーニング師の研修
- (2) 4,500 円 業務従事者に対する講習

4 修了証書の交付

研修及び講習の受講を修了した者に修了証書を交付します。

5 受講についての問い合わせ先

公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター
津市鳥居町 251 番地の 5 2 階
電話 059-225-4181

三重県告示第 538 号

次のとおり救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されました。

平成 29 年 8 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

救急病院の名称	救急病院の所在地	救急病院に該当しなくなった日
四日市消化器病センター	三重郡菟野町大字宿野字神明田 432	平成 29 年 4 月 30 日

三重県告示第 539 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 29 年 8 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 登録年月日及び登録番号
平成 14 年 7 月 19 日 第 7 号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
多気郡農業協同組合	代表理事組合長 西井 正	多気郡明和町齋宮 1831 番地の 21

3 変更内容

代表者の変更

代表理事組合長 西井 正

三重県告示第 540 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下、「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

平成 29 年 8 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 7 月 19 日 第 7 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
多気郡農業協同組合	代表理事組合長 西井 正	多気郡明和町齋宮 1831 番地の 21

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（もみ、玄米、小麦、大豆）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
小林 大也	多気郡明和町池村 738	もみ、玄米、小麦、大豆	K2413113
羽根 勇二	多気郡明和町齋宮 3885-19	もみ、玄米、小麦、大豆	K2413114
八重田 憲明	度会郡玉城町妙法寺 23-15	もみ、玄米、小麦、大豆	K2413115
北川 敏久	多気郡多気町丹生 1649	もみ、玄米、小麦、大豆	K2413116
山本 幸司	多気郡明和町齋宮 3822-16	もみ、玄米、小麦、大豆	K2414117
稲葉 公彦	多気郡多気町仁田 61-1	もみ、玄米、小麦、大豆	K2414118
高山 晋一	多気郡多気町朝柄 3979-1	もみ、玄米、小麦、大豆	K2414119
伊藤 操	多気郡明和町明星 313	もみ、玄米、小麦、大豆	K2415120
長井 弘	多気郡多気町朝柄 2679-2	もみ、玄米、小麦、大豆	K2415121
浦田 和彦	多気郡多気町神坂 472	もみ、玄米、小麦、大豆	K2415122
東 浩也	多気郡大台町新田 58-6	もみ、玄米、小麦、大豆	K2415123
長谷川 雅人	多気郡多気町西池上 546	もみ、玄米、小麦、大豆	K2417124
北田 和広	多気郡明和町明星 2224-13	もみ、玄米、小麦、大豆	K2419125
北村 浩和	多気郡明和町山大淀 681-15	もみ、玄米、小麦、大豆	K2420126
道瀬 和茂	松阪市西黒部町 912	もみ、玄米、小麦、大豆	K2420127
中条 茂美	多気郡多気町牧 23	もみ、玄米、小麦、大豆	K2421128
北出 一紀	多気郡明和町内座 329	もみ、玄米、小麦、大豆	K2422129
鈴木 勝己	多気郡明和町南藤原 591	もみ、玄米、小麦、大豆	K2423130
伊藤 佑介	多気郡多気町丹生 2033	もみ、玄米、小麦、大豆	K2424131
世古口 力	多気郡明和町大淀甲 822	もみ、玄米、小麦、大豆	K2426132
三谷 祐太	多気郡多気町四疋田 1368-1	もみ、玄米、小麦、大豆	K2426133
浜口 秀介	多気郡明和町大淀甲 189	もみ、玄米、小麦、大豆	K2427001
中西 良	多気郡明和町山大淀 2971-4	もみ、玄米、小麦、大豆	K2427002
松平 大信	多気郡明和町新茶屋 95	もみ、玄米、小麦、大豆	K2429055

高橋 佳克	多気郡多気町古江 53	もみ、玄米、小麦、大豆	K2429056
-------	-------------	-------------	----------

7 登録の更新日
平成 29 年 7 月 19 日

三重県告示第 541 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 8 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松阪市・多気郡大台町（以上 1 市 1 町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、松阪市役所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 542 号

漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定（平成 25 年三重県告示第 648 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

平成 29 年 8 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

のり等養殖業の表中

特定のり 五ヶ所浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち五ヶ所浦の地区
特定のり 中津浜浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち中津浜浦の地区
特定のり 南勢船越加入区	三重外湾漁業協同組合のうち南勢船越の地区
特定のり 内瀬浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち内瀬浦の地区

を

特定のり 五ヶ所浦・中津浜浦・ 船越・内瀬浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち五ヶ所浦、中津浜浦、船越及び内瀬浦の地区
---------------------------------	-----------------------------------

に、

「

特定のり 阿曾浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち阿曾浦の地区
特定のり 神前浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち神前浦の地区
特定のり 方座浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち方座浦の地区

」

を

「

特定のり 阿曾浦・方座浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち阿曾浦及び方座浦の地区
特定のり 神前浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち神前浦の地区

」

に改める。

三重県告示第 543 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻の変更等）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 8 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

桜橋ショッピングタウン ノバ
津市桜橋 3 丁目 67-1 ほか 27 筆

2 津市から聴取した意見

(1) 騒音の発生に係る事項

ア 騒音及び振動について、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 2 条、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 2 条及び三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）第 2 条で規定する特定（指定）施設を設置する場合は、届出を行うとともに、敷地境界における騒音等を検証し、当該法令等の排出基準を遵守すること。

イ 夜間の自動車利用者、青少年等の蟻集等による騒音の発生が懸念されるため、苦情及び問題が生じた場合は速やかに対応すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 544 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を行わせることとしましたので、同法第 77 条の 35 の 8 第 1 項の規定により公示します。

平成 29 年 8 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

機関の名称	機関の住所	業務区域	業務を行う事 務所の所在地	行わせることとした判定の業務	業務の開始の日

株式会社国際確認検査センター	大阪府大阪市中央区北浜三丁目7番12号	三重県全域	東京都中央区京橋二丁目8番2号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（株式会社国際確認検査センターの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物 2 県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物	平成29年8月1日
----------------	---------------------	-------	-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------

三重県告示第545号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の住所を次のとおり変更しますので、同法第77条の35の8第4項の規定により公示します。

平成29年8月1日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の名称

ビューローベリタスジャパン株式会社

- 2 変更内容

機関の住所	
変更前	変更後
神奈川県横浜市中区山下町1番地	神奈川県横浜市中区山下町22番地

- 3 変更年月日

平成29年8月1日

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成29年8月1日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類

基本測量（防災対策地域水準測量）

- 2 作業期間

平成29年8月1日から平成30年2月28日まで

- 3 作業地域

尾鷲市、熊野市、多気郡大台町、度会郡大紀町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

平成29年8月1日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

- 2 作業期間

平成29年7月24日から平成30年2月5日まで

3 作業地域

松阪市飯高町乙栗子、同市飯高町加波、同市飯高町月出、同市飯高町桑原及び同市飯高町波瀬

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 8 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

2 作業期間

平成 29 年 7 月 24 日から平成 30 年 1 月 16 日まで

3 作業地域

松阪市飯高町波瀬、同市飯高町太良木、同市飯高町草鹿野、同市飯高町落方、同市飯高町舟戸、同市飯高町木梶及び同市飯高町栃谷

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

平成 29 年 8 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成 29 年 7 月 25 日から同年 8 月 31 日まで

3 作業地域

桑名市

正 誤

平成 27 年 1 月 23 日付け三重県公報第 2667 号に登載しました、道路の供用開始及びその関係図面の縦覧の告示中

ページ 行
4 20 から 23

誤

県道 甲南阿山伊賀線	伊賀市川合字押立 3479 番から 伊賀市川合字押立 3514 番まで	平成 27 年 1 月 23 日
県道 伊賀青山線	伊賀市奥馬野字下馬野 54 番 2 から 伊賀市奥馬野字下馬野 187 番 3 まで	平成 27 年 1 月 23 日

正

県道 甲南阿山伊賀線	伊賀市川合字押立 3479 番から 伊賀市川合字押立 3514 番まで	平成 27 年 1 月 23 日
---------------	----------------------------------------	------------------

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
